

平成 26 年 10 月 2 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 取締役 執行役員社長
上村 義一

(コード番号 6839 東証第一部)

問 合 せ 先 取締役 執行役員 経営企画本部長
前田 哲宏

(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

PHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等（開示事項の経過）

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下「当社」といいます。）は、Koninklijke Philips N.V.（以下「PHILIPS」といいます。）との仲裁手続きにおいて、平成26年10月1日（オランダ時間）に、PHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を含む主張書面を、国際仲裁裁判所に提出いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社主張書面の内容

当社は、平成26年10月1日に、国際仲裁裁判所に対し、概要、以下の内容の主張書面を提出いたしました。

- (i) PHILIPSの請求に対する当社の反論（当社に契約違反はなく、契約違反を行ったのはPHILIPSであり、PHILIPSが契約を解除し、当社に損害賠償請求をすることは認められない）
- (ii) 当社のPHILIPSに対する反対請求の主張（PHILIPSが不当に契約を解除し、その結果当社はPHILIPSのライフスタイル・エンターテイメント事業を取得することができず、かつ、当社が想定していたシナジーが実現できなかったこと等）
- (iii) 上記反対請求に係る損害賠償請求金額として、312.3百万ユーロ（431億円相当、1ユーロ=138円換算）、法人税相当分、約定利息及び仲裁費用の提示

2. 仲裁及び当社主張書面提出の経緯

既に公表しておりますとおり、当社は、平成25年1月29日に、PHILIPSとの間で、ライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を取得するための株式売買契約を締結しておりましたが、PHILIPSより当社に契約不履行があるとの主張がなされ、平成25年10月25日に仲裁の申立てを受けました。当社は、平成25年12月6日にPHILIPSに対し反対請求（損害賠償）の申立てを行いました。その後、PHILIPSより、平成26年5月20日に、当社に対する損害賠償請求の申立金額として171.8百万ユーロ（237億円相当、1ユーロ=138円換算）、法定利息及び仲裁費用の提示を受けました。この度、当社のPHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を行ったものです。

3. 今後の見通し

本件に関して今後新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上